

公共下水道事業地区において、新たに次の図面の乙植木・甲植木・旅石・長礼・須恵・一番田の各区の一部で供用開始となり、3月31日から排水設備確認申請が受け付けになります。

**事業推進に  
みなさんのご協力を**

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみなさんに受

益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。

町では水洗化工事資金の融資あつせん、利子の助成や奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を、用意しています。

この事業は、町民のみなさんに利用していただいております。

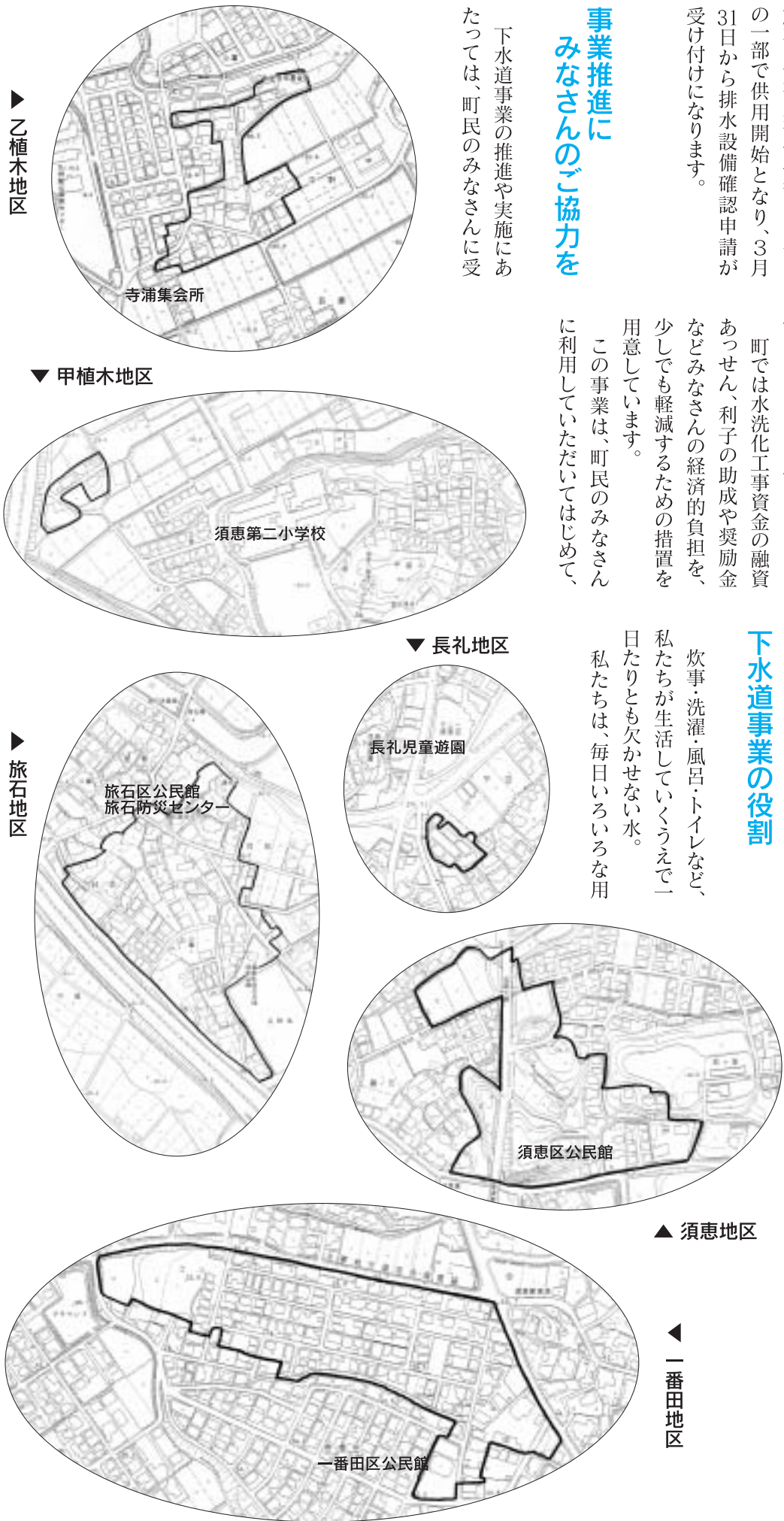
**下水道事業の役割**

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。私たちは、毎日いろいろな用

事業効果が発揮できるものです。明るく住みよい町づくりに、みなさんのご理解とご協力をよろしく願います。

途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。この下水道は、汚水を集めて

処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町的生活環境の改善や自然環境の保全をはかります。



**家庭系パソコンの回収とリサイクルが行われていきます**



この回収とリサイクルは、資源有効利用促進法に基づいて取り組まれています(家電リサイクル法によるものではありません)。このために、回収方法などは家電4品目とは異なります。また、事業系パソコンについては平成13年4月からすでに、メーカーなどによる回収リサイクルが行われています。

家庭から排出される、デスクトップ本体やディスプレイ、ラウン管式または液晶式、ノートブックパソコン。  
※ パソコンと一体として販売されたキーボード、マウス、ケーブルなどの付属品については、パソコンと一緒に排出された場合にあわせて回収することとなります。

**家電リサイクル対象家電に「電機冷凍庫」が追加**

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)対象家電に、本年4月1日から「電機冷凍庫」が追加されます。

これまで、同法に基づく対象家電は「エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機」の4品目のみでした。これらの製品はごみとしてではなく、リサイクル品として再商品化されています。

電気冷凍庫が、対象家電に追加されることにより4月1日か

らは、これをごみとして粗大ごみなどでの処理ができませんので、ご注意ください。

この5品目を処理する場合は、次のとおりとなります。

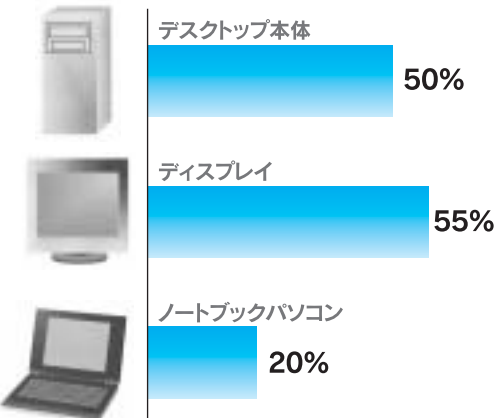
- ▼排出する廃家電の購入店が分かっている場合  
購入した販売店に連絡して、対象の廃家電を引き取ってもらう(※排出する廃家電を販売した販売店に、引取り義務があります)。
- ▼同じ種類の製品を買い替える際に、排出する場合  
買い替え先の販売店に引き取ってもらう(※買い替え先の販売店には、同種の対象家電製品の引取りを求められた場合には、引取り義務が生じます)。
- ▼これ以外の場合  
次の業者に引取りを依頼する(株)ベストサービス福岡営業所(東区箱崎ふ頭5-6-5)  
☎651-9161
- ▼問合せ先 役場環境課  
☎932-1151

**対象機器**

家庭から排出されるデスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式または液晶式)、ノートブックパソコン。

※パソコンと一体として販売されたキーボード、マウス、ケーブルなどの付属品については、パソコンと一緒に排出された場合に併せて回収することとなっています。

**再資源化**



**自主回収・再資源化の仕組み**

(社)電子情報技術産業協会PC3R事業参加メーカーなどの場合

